

三条市公共建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針

平成25年4月1日

(目的)

第1 この方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、新潟県が定めた「公共建築物等における県産材利用促進に関する基本方針」(平成23年10月12日)に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における三条市産材及び新潟県産材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、二酸化炭素吸収源として地球温暖化の防止へ貢献するなど、森林の有する公益的機能の発揮や、再生可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、市民に安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、林業・木材産業の振興や適正な森林整備の促進などに資することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物(法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。)及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2) 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (3) 「木造化」とは、市有施設の建築に当たり、構造耐力上主要な部分(柱、梁、壁、小屋組等)の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- (4) 「木質化」とは、建築物の内装、外壁等及び工作物に木材を利用することをいう。
- (5) 「市産材」とは、三条市内における森林から生産された木材をいい、「県産材」とは、新潟県内における森林から生産された木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第4条に規定する市の責務を踏まえ、市有施設の整備において自ら率先して市産材及び県産材の利用に努める。

(市有施設における木材の利用の目標)

第4 市有施設の建築に当たっては、次の各号に掲げるものを除き、高さ13メートル以下かつ軒高9メートル以下で、延べ床面積が 3,000 平方メートル以下の公共建築物及びこれに付属する工作物は、木造化を検討する。上記基準以外の施設であっても、木造と非木造の混構造の採用を検討するなど、積極的に木造化を検討する。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
- (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。

2 市有施設の建築及び改修に当たっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる木質化を

図る部分について、可能な限り木質化を検討する。

3 木造化及び木質化の実施に当たっては、市産材及び県産材の使用を検討する。

（市有施設の造作家具・備品類）

第5 市有施設において、テーブルやベンチ、室名札等の造作家具・備品類には、市産材及び県産材を用いた製品の使用に努める。

（市有施設の暖房器具等）

第6 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入を検討する。

（市施工土木工事等の木材利用）

第7 市施工土木工事及び市有施設の外構工事等においては、市産材及び県産材を用いた製品の使用を検討する。

（公益法人等への要請）

第8 市は、公益法人等が行う施設整備について、この方針の目的を踏まえて、市産材及び県産材の利用を要請する。

2 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

（PR 及び普及）

第9 市は、市有施設及び市施工土木工事等における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すように努める。

2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設のPR 及び普及に努める。

（情報提供）

第10 市は、品質が確保された市産材及び県産材利用に関する流通及び製品等に関する情報の収集・提供に努める。

（コスト縮減への留意）

第11 この方針の運用に当たっては、三条市新経営戦略プログラムを尊重しコスト縮減に取り組む必要性に留意する。

（適用）

第12 この方針は、平成25年 4月1日から適用する。

別表(市有施設)

	建築物の用途	建築物の仕上等に木質化を図る部分
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・福祉施設 ・医療施設 ・スポーツ・文化施設 ・市営住宅 ・庁舎・研修所 ・コミュニティ施設 <p style="text-align: center;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホール、ロビー、共用廊下、主要な居室等の床・壁・天井材 ・庇や軒裏、ピロティの天井材 ・雨よけがある部分の外壁材 ・造作家具・備品類 <p style="text-align: center;">等</p>
工作物	建築物に付帯する案内板、デッキ、パーゴラ等	

※ 木材の利用に当たっては、下記の点に留意する。

- ・準防火地域等の指定されている地域や建築物の用途によっては、建築基準法の耐火・準耐火建築物要求や内装の制限の規定を受けるものがある。
- ・木材を外部や湿気が多くなると想定される部分に使用する場合は、耐久性のある樹種の選定や防腐・防蟻対策等に配慮する。